

海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業
提出書類の記載要領

(様式については入札公告時に示す。)

1 質問書について

- ア 質問書提出届(第1回、第2回) (様式1-1)
- イ 質問書(第1回、第2回) (様式2-1-1、2-1-2、2-1-3)
第1回質問提出では、(様式2-1-1)を用いること。第2回質問提出では、第一次審査資料の作成以外に関する入札説明書に対する質問は(様式2-1-2)を、応募者の知的財産権に関する質問は(様式2-1-3)をそれぞれ用いること。
- ウ 質問書(第3回) (様式2-2)

2 入札参加表明書、第一次審査資料について

(1) 入札参加表明に関する提出書類(用紙は全てA4とする)

- ア 入札参加表明書 (様式3)
- イ 応募者の構成員及び協力企業の役割分担表 (様式4)
本入札説明書の「4. 競争参加資格」に基づき、本事業における応募者の構成員及び協力企業の構成について記載し、その業務内容に関する各企業の役割についてそれぞれ簡潔に記載すること。
- ウ 委任状(構成員・協力企業→代表企業) (様式5)
様式に従い、記入捺印の上、提出すること。

(2) 資格審査の確認に関する提出書類(用紙は全てA4とする)

- ア 競争参加資格確認申請書 (様式6-1)
本事業の競争参加資格確認申請書と共に、全ての構成員及び協力企業について提出すること。
- イ 第一次審査資料の提出時における提出書類及び添付書類一覧表 (様式6-2)

(3) 競争参加資格(実績)確認資料(用紙は全てA4とする)

入札説明書の「4. 競争参加資格」に記載された資格、経験、実績要件を満たしていることを確認するための資料については次の様式を用い作成すること。

- ア 設計企業の同種施設の設計実績 (様式9-1)
- イ 建設企業の同種施設の施工実績 (様式9-2)
- ウ 工事監理企業の同種施設の工事監理実績 (様式9-3)
- エ 配置予定管理技術者の資格・設計業務実績 (様式10-1)
- オ 配置予定管理技術者の資格・施工実績 (様式10-2)
- カ 配置予定工事監理者の資格・工事監理実績 (様式10-3)
- キ 様式9～10における保有資格等を証明する書類の写し
- ク 回転翼機格納庫・船艇用品庫の維持管理業務に必要な資格に関する書類 (様式11)
- ケ 給油施設の運營業務に必要な資格に関する書類 (様式12)

- a. 様式9～10における各記載項目に関する注意事項
- 記載する業務実績、同種工事の実績及び施工経験は、各々最低限の件数のみでよい。ただし、資料提出時点において、配置予定の技術者を決定できないことにより複数の候補者をもって資料を提出する場合には、当該技術者の候補者ごとに様式による資料を作成する。様式中の各記載項目に関する注意事項は、以下の通りである。
- ① 業務名称、工事名称
要件に該当する業務、工事の名称を記載する。また当該設計業務又は当該工事監理業務がPUBDISの「業務カルテ情報」が登録されている場合にはPUBDIS登録の業務コードを、該当する工事がCORINSに登録されている場合にはその登録番号を記載する。
 - ② 発注者
再委託を受けた業務の場合は、契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載する。
 - ③ 受注形態
単独、共同企業体又は協力事務所のうち該当するものに丸を付ける。なお、共同企業体で受注している場合には他の企業を括弧内に記載すること。また、工事を共同企業体で受注している場合にはその出資比率を記載すること。
 - ④ 建物用途、構造、階数等
複数棟の工事をまとめて1件の工事として施工した場合は、当該資格要件に合致する建物1棟の建物用途、構造、階数等を記入すること。
- b. 様式9～10に係る保有資格等を証明する書類の写しについて
- ① 様式10-1、10-3の技術者の保有資格について
技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。また、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことを証明する書類（定期講習修了証の写し等。なお、建築士法施行規則第17条の37第1項一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合は建築士試験の合格を証明する書類（合格証書の写し等）も添付すること。
 - ② 様式10-2の技術者の保有資格について
技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。監理技術者資格者証については、裏面の写しも添付すること。裏面の監理技術者講習修了履歴が確認できない場合、監理技術者講習修了証若しくは監理技術者講習受講証明書の写しも併せて添付すること。
- c. 様式9～10における業務実績、同種工事の実績、施工経験を証明する書類
- ① 様式9-1、9-3、10-1及び10-3
 - 7) 当該業務のPUBDISの「業務カルテ情報」への登録を有と記載した場合
PUBDIS登録の「業務カルテ情報」の写し。なお、「業務カルテ情報」の写しにおいて、技術者の関わった分担業務分野と立場が確認できない場合、関わった分担業務分野と立場が記載された「業務体制表」「業務従事証明書」又はそれに準ずるものを添付すること。
 - 4) 当該業務のPUBDISの「業務カルテ情報」への登録を無と記載した場合
以下の i) から iv) のすべての資料を添付すること。
 - i 契約書の写し
 - ii 関わった分担業務分野と立場が記載された「業務体制表」「業務従事証明書」又はそれに準ずるもの
 - iii 業務の履行完了が確認できる資料として、以下のいずれか

- ・ 当該業務に係る委託費が支払われたことを示す書類
 - ・ 当該業務の完了検査に合格したことを示す発注者からの通知書類
 - ・ 当該業務の施設が施工中又は完成していることを確認できる資料
 - ・ 当該業務の施設の確認済証（応募者が建築主の了承を得た場合）
- iv 基本設計及び実施設計を実施したことが確認可能な業務仕様書等の資料
- ウ) 共通（PUBDISの「業務カルテ情報」への登録の有無にかかわらず添付）
- i 実績で求められる要件（構造、規模（延べ面積）、用途）が確認できる施設の図面・資料等
- ii 「複合用途施設」を記載する場合は、該当用途を確認できる資料として、以下を添付すること。
- ・ 求められている用途（格納庫、特定建築物）が他の用途とともに明記されている資料（確認済証、工事特記仕様書等）
 - ・ 求められている用途（格納庫、特定建築物）に該当する範囲を確認するための資料（平面図に該当範囲をマーキングした資料等）
 - ・ 求められている用途（格納庫、特定建築物）の面積集計表
- iii 施設（工事）が完成していることが確認できる資料として、以下のいずれか。
- ・ 施設の検査済証（申請者が建築主の了承を得た場合）
 - ・ その他、施設（工事）が完成していることが確認できる資料
- ② 様式9-2、10-2
- ア) 当該工事のCORINSへの登録を有と記載した場合
CORINSの写し（同種工事の施工実績について登録されたもの、記載する工事の主任（監理）技術者の同種工事の工事経験、従事期間等について登録されたもの）を添付すること。なお、CORINSの記載内容で同種工事の施工実績、配置予定の主任（監理）技術者の同種工事の工事経験が不明な場合については② iii）及びiv）を添付すること。
- イ) 当該工事のCORINSへの登録を無と記載した場合
以下の i）から iv）のすべての資料を添付すること。
- i 契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）の写し
- ii 技術者の資格・工事経験等の確認できる資料（記載した工事の工事関係書類「従事したことを確認できる部分の写し」など）
- iii 従事期間の確認できる資料（申請者が証明した従事証明書など）
- iv 施工実績、施工経験が確認できる必要最小限の図面（特記仕様書、平面図、構造図、面積表など）
- ウ) 共通（CORINSへの登録の有無にかかわらず添付）
- i 工事成績評定通知書の写し
- ii 同種工事の実績及び施工経験が地方整備局（旧建設省地方建設局を含む。）の発注した工事である場合に添付すること。
- iii 異工種建設工事共同企業体としての実績の場合は、協定書の写し。
- iv 「複合用途施設」を記載する場合は、該当用途を確認できる資料として、以下を添付すること。
- ・ 求められている用途（格納庫、特定建築物）が他の用途とともに明記されている資料（確認済証、工事特記仕様書等）
 - ・ 求められている用途（格納庫、特定建築物）に該当する範囲を確認するための資料（平面図に該当範囲をマーキングした資料等）
 - ・ 求められている用途（格納庫、特定建築物）の面積集計

d. 様式10における雇用関係を証明する書類

① 様式10-1及び10-3

配置予定管理技術者、建築主任担当技術者、工事監理者、建築監理主任技術者については、それぞれ業務を実施する企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係）を証明する書類として、様式にPUBDISの「技術者情報」の「技術者コード」の記入又は健康保険被保険者証等の写し、その他組織に所属していることを証明する書類を添付すること。

② 様式10-2

配置予定技術者が監理技術者の場合には、監理技術者資格者証の表裏両面の写しによってその関係を明示できる資料に代えることができるが、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称が異なるなど、監理技術者資格者証から3ヶ月以上の雇用関係が読み取れない場合には、健康保険被保険者証等の写し、その他組織に所属していることを証明する書類を添付すること。

また、在籍出向者等を配置予定技術者として設置する場合は、その要件を満たしていることが確認できる資料として以下を添付すること。

- ・ 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者」においては、監理技術者資格者証等に加え、出向元企業の建設業の廃業届の写し等建設業の許可を廃止した事が確認できる資料及び営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年以内であることが確認できる資料の写し
- ・ 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる主任技術者又は監理技術者」においては監理技術者資格者証に加え、在籍出向可能範囲通知書の写し
- ・ 「親会社及びその連結子会社との出向社員に係る主任技術者又は監理技術者」においては、監理技術者資格者証等に加え、出向契約書等及び企業集団確認書の写し
- ・ 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者」においては「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成20年3月10日付け国総建第319号）別紙2の「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書」の写し

e. 維持管理企業及び運営企業の参加資格要件

入札説明書の「4. 競争参加資格」(8)～(9)維持管理企業及び運営企業の参加資格要件については、競争参加資格の確認（第一次審査）において、「維持管理業務に必要な資格に関する書類」（様式11）及び「運営業務に必要な資格に関する書類」（様式12）を提出することによって（具体的な資格を証明する書類は不要）、その競争参加資格を確認する。

3 入札辞退届、構成員等変更届について

(1) 入札辞退に関する提出書類（用紙は全てA4とする）

入札参加者が、入札書及び第二次審査書類提出時まで、必要に応じ、提出することができる書類

- ・ 入札辞退届（様式13）

(2) 構成員等の変更に関する提出書類（用紙は全てA4とする）

入札参加者が、第3回質問提出時まで、必要に応じ、提出することができる書類

- ・ 構成員等変更届（様式14）

4 第二次審査資料について

【入札公告時に示す】